

令和8年度からの変更点

相模原市立児童クラブの入会に関して、令和8年度から変更となった点があるので、変更点を必ずご確認ください。

1 入会要件の追加

「市子育て応援条例」の基本理念でもある「子育て中の方々が孤独・孤立の状態になることがないように、子育て世代を社会全体で温かく見守り、支える」ため入会要件に「育児休業中のため」が追加されました。詳細は利用案内3ページを確認してください。

2 小学校4年生以上の受け入れを行う学校の拡充

小学校4年生以上の受け入れを行う学校を拡充しました。

令和8年度の対象校は、次のとおりです。

4年生まで 受け入れ 対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する <u>4年生</u> 【緑区】旭小学校、九沢小学校、広陵小学校、作の口小学校、当麻田小学校、二本松小学校、広田小学校 【中央区】小山小学校、向陽小学校、清新小学校、田名小学校、光が丘小学校、淵野辺東小学校 【南区】大沼小学校、鹿島台小学校、上鶴間小学校、くぬぎ台小学校、桜台小学校、相武台小学校、東林小学校、双葉小学校、緑台小学校、谷口小学校、谷口台小学校、夢の丘小学校、若草小学校
6年生まで 受け入れ 対象者	児童クラブの入会要件を満たし、下記に指定された小学校等に通学する <u>4年生から6年生</u> 桂北小学校、千木良小学校、内郷小学校、中野小学校、根小屋小学校、串川小学校、津久井中央小学校、藤野北小学校、藤野小学校、藤野南小学校、青和学園、鳥屋学園

3 電子申請の導入

電子による申請の受付を開始しました。

下記QRコードから行うことができます。

QRコード(インターネット)



4 入退室管理システムの導入

児童の入退室管理や欠席連絡、クラブからの通知を行うためのシステムを導入します。

※詳細については入会審査結果の通知等でお知らせします。

5 育成料を改定

① 改正内容(令和8年4月から)

【現 行】

育成料	月額 5,300 円
夏季期間料金	通常月と同額



【改正後】

育成料	月額 6,000 円
夏季期間料金	8月のみ、月額 9,000 円

- ・国が示す放課後児童クラブ利用者負担割合の考え方に基づき、保護者負担を総事業費の1/2に近づけることを基本としています。
- ・相模原市における放課後児童クラブの利用者負担割合は5年度の実績35%程度となっています。

【運営費】

国の想定では、保護者は
運営費の50%を負担

保護者 1 / 2	国 1/6
	県 1/6
	市 1/6

- ・夏休みは、利用時間の拡大と入会児童数の増加に対応するため、通常月と比べて経費が増す状況です。このため、夏季期間料金を新設します。
- ・今回の改正では、国の示す基準割合(1/2)を念頭に置きつつ、子育て世代の負担軽減から、月額6,000円、その他に、8月の1カ月分を9,000円に改正します。(保護者の負担割合34.2→40.3%)
- ・令和8年度改定後は、3年ごとに育成料の見直しを行います。

② 改正の理由について

- ・児童クラブの利用を希望する児童は、年々増加しており、本市では、学校敷地内の居室や職員の確保など、積極的に入会希望の増加に対応してきました。一方で、入会児童数の増加に伴い、事業の持続性や安定性に関わる様々な課題が生じています。
- ・これらの課題への対応に加え、近年の物価高騰や労務単価上昇の影響等により、放課後児童クラブの運営経費は増加傾向にあります。
- ・相模原市の児童クラブが、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を行うために、国の方針に基づき、育成料を変更し、8月には夏季期間料金を設定することで、育成料の適正化を図ります。